

(平成26年4月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は20万円、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日は14万7,000円、19年7月31日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月31日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月31日
⑦ 平成17年12月25日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

申立期間①の給与に係る訂正後の標準報酬月額記録及び申立期間②から⑩までの賞与に係る標準賞与額の記録が、保険給付の計算の対象外の記録となっているので、調査の上、保険給付の計算の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、金融機関から発行された申立人に係る普通預金取引明細（以下「普通預金取引明細」という。）及びB市が保有する申立人に係る市県民税台帳兼課税台帳（以下「課税台帳」という。）等により推認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る報酬月額を訂正する報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に行ったこと、及び当該算定基礎届に基づく保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑩までについて、普通預金取引明細及び課税台帳等から判断すると、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、上記の諸資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月31日は20万円、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12

月 25 日は 14 万 7,000 円、19 年 7 月 31 日は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に行ったこと、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年11月は41万円、同年12月から13年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月から14年5月までは47万円、同年6月から同年11月までは44万円、同年12月は41万円、15年1月から同年6月までは44万円、同年7月から18年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは38万円、同年10月から19年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年11月1日から18年4月1日まで
② 平成18年4月1日から19年9月1日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社（平成22年10月1日にA社に合併し解散）に勤務していたが、年金事務所の記録では、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている実際の給与支給額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成11年11月及び同年12月、12年4月及び同年5月、13年4月及び同年5月、14年4月及び同年5月、15年1月、同年12月、16年1月、17年4月、同年7月、18年2月及び同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、19年1月から同年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の給与明細書、申立期間に係

る預金取引明細記録、12年分から14年分までの期間、17年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票、平成17年度市民税・県民税納税通知書、平成18年分の所得税の確定申告書A並びにC市から提出された申立人に係る平成19年度及び20年度市県民税所得・課税証明書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成11年11月は41万円、同年12月から13年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月から14年5月までは47万円、同年6月から同年11月までは44万円、同年12月は41万円、15年1月から同年6月までは44万円、同年7月から18年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは38万円、同年10月から19年8月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間①については納付した、申立期間②については不明と回答しているが、申立人から提出された給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同法人における資格喪失日に係る記録を平成19年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月31日から同年6月1日まで

私のA社における退職日は平成19年5月31日であるにもかかわらず、申立期間が保険給付の対象とならない被保険者期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書及びオンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、申立人に係る育児休業期間中の厚生年金保険料の免除の申出を、申立期間を含む平成18年7月28日から19年5月31日までの期間について行ったことが確認できる。

一方、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主は、申立人について、平成19年6月に、資格喪失日を同年5月31日と届け、その後、25年8月に資格喪失日を19年6月1日とする訂正届を行っていることが確認できる。申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主が、同法第81条の2の規定に基づく申出を行った場合は、育児休業期間中の被保険者期間に係る保険料の徴収は行われなことから、申立期間当時に当該資格喪失届が行われておらず、同法第75条本文の規定による、徴

収する権利が時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日については、上記労働者名簿及び申立人の雇用保険の加入記録から、平成19年6月1日とすることが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成19年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、これにより申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同法人における資格喪失日に係る記録を平成19年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月30日から同年5月1日まで

私のA社における退職日は平成19年4月30日であるにもかかわらず、申立期間が保険給付の対象とならない被保険者期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書及びオンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、申立人に係る育児休業期間中の厚生年金保険料の免除の申出を、申立期間を含む平成18年7月8日から19年5月11日までの期間について行ったことが確認できる。

一方、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主は、申立人について、平成19年5月に、資格喪失日を同年4月30日と届け、その後、25年8月に資格喪失日を19年5月1日とする訂正届を行っていることが確認できる。申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主が、同法第81条の2の規定に基づく申出を行った場合は、育児休業期間中の被保険者期間に係る保険料の徴収は行われなことから、申立期間当時に当該資格喪失届が行われておらず、同法第75条本文の規定による、徴

収する権利が時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日については、上記労働者名簿及び申立人の雇用保険の加入記録から、平成19年5月1日とすることが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成19年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

中国（広島）厚生年金 事案 3065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日にA社からその承継会社であるB社へ異動したが、異動時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、「B社はA社の承継会社であり、異動した従業員に勤務の空白期間は無かった。」と回答しているとともに、C社は、「申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月に支給された給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。」と回答していることから、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和39年4月から平成13年9月までB社に継続して勤務したが、C支店からD支店へ転勤した時期に当たる申立期間が厚生年金保険に未加入と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人の社員経歴書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年7月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）国民年金 事案 1503（山口国民年金事案 362 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から43年6月まで

私の母親の国民年金手帳によると、申立期間当時の母親の国民年金保険料をA市に納付した記録となっている。私の父親は、私の国民年金保険料を母親の保険料と一緒に納付していたと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明であること、ii) 申立人に、基礎年金番号（基礎年金番号実施前から加入していた厚生年金保険の記号番号と同じ。）のほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人自身も申立人の父親から国民年金手帳を受け取った記憶は無いと述べていること、iii) A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付検認明細書には申立人の保険料の納付に関する記録は無い上、当該名簿から、申立人が居住していた地区では納付組織による保険料の集金制度が存在しており、申立人の両親及び兄は同組織を通じて保険料を納付していたことが確認できるものの、申立期間当時における同組織の関係者が不明であり、申立人の申立期間に係る保険料の納付を示す周辺事情を見いだすことができないことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時。以下「山口委員会」という。）の決定に基づき、平成21年1月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立人の母親の国民年金手帳を提出し、同手帳の国民年金印紙検認記録が、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を母親の保険料とともにA市に納付していたことを示すものであるとしている。

しかしながら、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は平成9年5月21日であることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、上記のとおり、申立人に、基礎年金番号のほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の申立期間当時の同居家族の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況については、既に上記の国民年金被保険者名簿等によって把握され、審議の参考資料とされており、今回提出された申立人の母親の国民年金手帳の記録は、当該参考資料の記載と一致しており、新たな事情とは認められない。

このほか、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで

私は、申立期間当時はA県の大学に通っていたが、住所は実家のあるB県のC町のままであり、実家の父親が同町で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。しかし、年金事務所の記録では、申立期間が国民年金に未加入とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳に到達した昭和46年*月*日に国民年金被保険者の資格を取得した旨を記載した国民年金手帳を所持している。

しかしながら、上記の国民年金手帳では、申立人は強制加入被保険者として資格取得した記載となっているところ、当時、申立人は大学生であったことが在学証明書から確認できることから、申立人が申立期間に国民年金に加入した場合、任意加入被保険者となることとなり、同手帳の被保険者種別の記載は誤りである上、同手帳に国民年金保険料が納付されたことを示す記載は見当たらない。

また、社会保険事務所（当時）が作成した国民年金受付処理簿によると、上記の国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号が申立人に払い出され、被保険者種別は強制加入被保険者とされているが、備考欄に「誤適用」と記載されていることから、申立人に対し、一旦、国民年金手帳記号番号が払い出され、強制加入被保険者として資格取得したものの、「誤適用」として同資格が取り消されたことが確認できる。

さらに、上記の国民年金受付処理簿により、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和45年度を含む前後3か年度に、C町において、20歳到達日

を資格取得日として同被保険者資格を取得した者を確認したところ、申立人を含め30人おり、このうち9人の同受付処理簿の備考欄には「誤適用」と記載されており、うち4人については当該資格取得時に既に被用者年金に加入していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、同町では、20歳到達者に対して職権で国民年金被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

したがって、申立人については、一旦、20歳到達日を資格取得日とする加入手続が行われたものの、強制加入被保険者には該当しないことが判明したことなどから、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号が取り消されたものとするのが自然であり、その場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、「誤適用」と記載されている申立人を含む上記の9人に係る国民年金被保険者台帳及び同被保険者名簿をオンライン記録等により検索したが、その存在を確認することはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の兄に聴取したが、申立人の申立期間に係る保険料の納付等について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 43 年 6 月まで

私は、申立期間にA社のB営業所で営業職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社C支社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、同支社B営業所で営業等の業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事記録及び関係資料に、申立人の名前は見当たらない。申立期間当時、営業職の職種には様々な形態があり、個人で社会保険に加入して営業活動を行う者も多数存在していたようである。」と回答している上、申立期間当時、同社C支社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者16人に照会したところ、回答のあった15人はいずれも自分は営業職以外の職種であったと回答している。

また、申立人から提出されたA社取締役社長名の感謝状について、同社は、「感謝状には『貴社は』と記載されており、当該感謝状の対象者は委任契約であった可能性がある。」と回答している上、同社に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は見当たらない上、同社が加入していた厚生年金基金では、「中途脱退者のデータ、昭和42年3月の基金設立時の資格取得届及び43年6月から同年9月までの資格喪失届を確認したが、申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和39年7月6日に国民年金の任意加入被保険者とし

て資格を取得し、同年7月から44年4月まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるところ、申立人は、自身で国民年金に加入し保険料を納付したとしていることから、当該期間については、厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 6 月 27 日まで
② 昭和 37 年 7 月 31 日から同年 8 月 2 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 28 日から 40 年 7 月 17 日まで
④ 昭和 42 年 8 月 21 日から 43 年 2 月 16 日まで

私の所持する船員手帳には、申立期間①についてA社に雇い入れられB丸に乗船勤務し、申立期間②についてC社（後のD社）に雇い入れられE丸に乗船勤務していた記載があるが、これらの期間について船員保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間③及び④について、D社に継続して雇用されていたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間①から④までについて、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する船員手帳により、申立人が当該期間にA社所有の船舶B丸に雇い入れられていたことが確認できる。

しかしながら、A社は平成6年3月に解散しており、同社の元代表取締役等に照会したが、申立人の在籍、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について具体的な回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の申立期間①に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、上記船員手帳により、申立人が当該期間にC社所有のE丸に雇い入れられていたことが確認できる。

しかしながら、C社は昭和38年2月にD社に合併され、D社はF社と改称したものの、平成4年3月に解散しており、F社の元代表取締役等に照会

したが、申立人の在籍、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について具体的な回答を得ることはできなかった。

また、D社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録と一致している。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

- 2 申立期間③及び④について、申立人はD社に継続して雇用されていたと主張しているが、上記船員手帳には当該期間における雇入れの記載は無い。

また、上記1のとおり、F社は既に解散しており、同社の元代表取締役等に照会したが、申立人の在籍、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人の所持する2通の乗船履歴証明書によると、昭和39年7月31日から40年5月20日までの期間及び42年7月18日から43年2月5日までの期間について、申立人が、G国の企業に雇用され、当該企業の所有する船舶に乗船勤務していた旨の記載が見られるものの、船員保険の被保険者となる船員は、船員法第1条に定める「日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備員」の範囲であることから、外国籍の船舶において使用される船員の場合は、日本法人等が当該船舶を借り入れる等の要件が必要とされているが、上記証明書等から、当該要件に該当するような状況は確認できない。

加えて、D社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の申立期間③及び④に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から④までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から④までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月頃から 62 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 8 月頃から 62 年 9 月まで A 社に継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 62 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 2 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、申立人を除き 7 人確認できるところ、このうち 6 人が申立期間において国民年金に加入し、うち 4 人が国民年金保険料を納付した記録となっている上、当該被保険者記録が確認できる 7 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 4 人は、「会社 в籍の途中に、従業員が厚生年金保険に加入できることとなった。それまでは、それぞれ個人で国民年金に加入していた。」旨回答している。

さらに、A 社の申立期間当時の顧問社会保険労務士事務所は、「当事務所が保管する資料によれば、A 社については、昭和 62 年 2 月 3 日に社会保険及び労働保険関係事務の委託を受けており、この時期に同社の厚生年金保険及び労働保険の新規適用の手続を行ったことを記憶している。」と回答している。

加えて、A 社は既に解散しており、関係資料は残っていない上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3064（中国（山口）厚生年金事案 2929 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 14 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 11 月 14 日に A 社に採用されたが、同社は、この時点で私を農林漁業団体職員共済組合に加入させるべきなのに、その責務を怠り、他の事業所と合併した際の 59 年 1 月 1 日に私は農林漁業団体職員共済組合の組合員になった。当時、私は、よく事情を承知しておらず、申立期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、申立期間について私を農林漁業団体職員共済組合に加入させるよう同社に勧告し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間において給与から共済組合掛金が控除されていた記憶が明確でない上、A 社の承継事業所である B 社は、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合への加入等について、当時の資料が無いため不明であると回答しており、申立期間当時の同僚は、「私は、A 社に勤め始めた時は、自分で国民年金に加入していた。給与から掛金は控除されていなかった。」と供述していること、ii) 農林漁業団体職員共済組合が保管する申立人に係る組合員資格新規取得届の記録は、オンライン記録と一致していること、iii) 申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付するとともに、農業者年金にも加入している上、昭和 59 年 1 月に国民年金及び農業者年金に係る被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る届出は農林漁業団体職員共済組合への加入に伴って行われたと考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 10 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、基本号俸表を提出し、A 社が申立期間

当時に申立人を農林漁業団体職員共済組合に加入させなかったことの不当性を主張しているが、当該資料は、申立人の申立期間における共済組合掛金の給与からの控除等について明らかにするものではなく、新たな資料とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間の共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、今回の再申立てに当たり、申立人がA社に採用された時点で農林漁業団体職員共済組合に加入させるべきところ、A社はその責務を怠ったことから、申立期間において同共済組合に加入させるようA社に勧告してほしい旨主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法等に基づき、記録訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得等における届出手続の遅延に係る違法性の有無を判断する機関ではない。